令和８年度

北海道遠軽高等学校売店出店者公募要領

目次

１ 公募の名称……………………………………………………………………………………………１

２ 公募の基本的な考え方………………………………………………………………………………１

３ 公募業務の内容………………………………………………………………………………………１

４ 出店の方法……………………………………………………………………………………………１

(1) 出店場所

(2) 出店期間

(3) 使用許可期間

(4) 使用料等

５ 企画提案公募手続き等に関する事項………………………………………………………………２

(1) 使用する言語、通貨及び単位

(2) 応募者の資格

(3) 参加表明手続き

(4) 参加資格の確認

(5) 現地説明会の開催

(6) 質問の受付

(7) 企画提案書等の提出

６ 審査及び選定に関する事項…………………………………………………………………………５

(1) 審査会の設置

(2) 審査及び選定の方法

７ その他の注意事項等…………………………………………………………………………………５

(1) 選定の対象からの除外

(2) 費用の負担

８ スケジュール…………………………………………………………………………………………６

９ 参考データ……………………………………………………………………………………………６

10 担当部局・問い合わせ先……………………………………………………………………………６

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 連絡先

11 添付書類

・様式１ 北海道遠軽高等学校売店出店者公募参加表明書

・様式２ 北海道遠軽高等学校売店出店者公募質問書

・様式３ 北海道遠軽高等学校売店出店者公募企画提案書

・様式４ 企画提案辞退届

・様式５ 誓約書

・様式６ 社会保険等適用除外申出書

12 資料

売店平面図

令和８年度北海道遠軽高等学校売店出店者公募要領

１　公募の名称

　　北海道遠軽高等学校売店出店者公募

２　公募の基本的な考え方

　 生徒及び職員の福利厚生施設として北海道遠軽高等学校１階に設置する「売店」を運営することができる店舗経営に係る豊富な経験と実行力等を有する出店者を募集します。

　　出店予定者の選定にあたっては、企画提案方式により、提案の内容及び応募者の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、もっとも優れた評価を得た応募者を、出店予定者として選定します。

３　公募業務の内容

　 別紙「令和８年度北海道遠軽高等学校売店出店仕様書」のとおり

４　出店の方法

　　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第205条の17及び教育財産規則（昭和47年教育委員会規則第11号）第10条の規定に基づき、教育財産使用許可申請を行ない、使用許可を受け出店するものとします。

(1)　出店場所

　 ア　名称　北海道遠軽高等学校

　 イ　所在地　紋別郡遠軽町南町１丁目

　 ウ　竣工年月　平成９年10月

　 エ　出店場所　１階（別添平面図参照）

　 オ　占有面積　7,683.33㎡（店舗12.75㎡)

(2)　出店期間

　　 令和８年(2026年）４月１日～令和９年（2027年）３月31日（１年間）

　 ※店舗の設置、撤去等に要する期間は、上記出店期間に含まれます。

(3)　教育財産使用許可

　 ア　出店にあたっては、年度ごとに出店場所に係る教育財産使用許可申請を行ない、教育財産使用

許可を受けなければなりません。

　 イ　初年度の教育財産使用許可の期間は、令和８年(2026年）４月１日から令和９年(2027年）３月31日までとします。

　 ウ　初年度の使用許可申請は出店者として選定を受けた後速やかに、また使用許可の更新を受けようとするときは使用を許可された期間の満了の２か月前までに、書面によりオホーツク教育局に申請しなければなりません。

　　　なお、使用者が営業及び許可の条件に違反及び道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とする場合は、更新しないことがあります。

(4) 使用料等

　 ア　教育財産使用許可を受けた際は、北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）

規定に基づく教育財産使用料及び加算料金（以下「使用料等」という。）を支払うこととなります。

　 イ　教育財産使用料の額は、北海道行政財産使用料条例に基づき算定します。

　　 ただし、施設利用対象者が限られる等の理由によりその営業環境を勘案する必要があるときは、北海道行政財産使用料条例第７条の規定により、同条例第２条及び第３条の規定に基づき算定した額の２分の１を限度に減額し、または、免除することがあります。

　 ウ　加算料金の額は、北海道財務規則運用方針で定める加算料金基準算式例によります。

　 エ　使用料等は、原則として前納となっており、道の発する納入通知書によりして期日までに納入

しなければなりません。ただし、希望により四半期ごとに分割して納入することも可能です。

　 オ　道は、経済情勢の変動、道有財産関係法令の改廃その他の事情の変更により、特に必要があると認める場合には、使用料等を改定することがあります。この場合において、出店者は改定された使用料等を支払わなければなりません。

　 カ　納入すべき使用料等に滞納がある場合は、教育財産使用期間中であっても許可を取消し、又は継続しない場合があります。

　 キ　教育財産使用料及び加算料金については、下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 教育財産使用料 | | 年額約17.6万円です。  当施設は施設利用対象者が限られていることから、営業環境を勘案し、「1/2に減額」、「免除」とすることができます。  **※減額、免除を希望の場合、収支見込等を提出してください。** |
| 加  算  料  金 | 電気料 | 年額約0.7万円です  当施設は施設利用対象者が限られていることから、営業環境を勘案し、「1/2に減額」、「免除」とすることができます。  **※減額、免除を希望の場合、収支見込等を提出してください。** |
| 暖房料 |
| 建物維持管理費 |
| 上下水道料 |
| 清掃料 | 出店者が自ら行なうこととしますので、徴収しません。 |
| 塵芥処理料・空ビン空缶ペットボトル回収処理業務手数料 | 売店で発生した廃棄物については出店者が自ら行なうこととしますので、徴収しません。 |

　　　※この項（(4)使用料等）で記載している教育財産使用料・加算料金の額については、次の事項に留意してください。

・金額は、消費税及び地方消費税相当額込みの額です。

・令和６年度の算定額を参考値として示したものであり、令和８年度以降の各年度の算定額は、それぞれその前年度末に決定する予定です。

・使用を許可した日から翌年３月31日までの月割及び日割で算定した額になります。

５ 企画提案公募手続等に関する事項

　(1) 使用する言語、通貨及び単位

　　ア　言語：日本語

　　イ　通貨：日本国通貨

　　ウ　単位：日本の標準時及び計量法(平成４年法律第51号)に定める単位

　(2) 応募者の資格

　　　次の要件を全て満たす法人及び個人に限り応募できます。

　　ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げる者でないこと。

　　イ　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

　　ウ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

　　エ　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

　　オ　暴力団関係事業者等でないこと。

　　カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

　　 (ｱ)　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

　　 (ｲ)　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

　　 (ｳ)　消費税及び地方消費税

　　キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

　　 (ｱ)　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(ｲ)　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ｳ)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

　　ク　北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。（法人の場合）

　　ケ　令和８年１月１日現在で、道内で小売店の経営を行なっていること。

　(3)　参加表明手続き

　　ア　参加表明書の内容

　　　　出店者公募に対して応募しようとする者は、次の書類を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 備考 |
| 北海道遠軽高等学校売店出店者公募参加表明書（様式１） |  |
| 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 | 【法人】法務局発行のもので発行後３か月以内のもの |
| 住民票 | 【個人】発行後３ヶ月以内のもの |
| 道税に滞納がないことの証明書 | 【法人・個人】  発行後３か月以内のもの |
| 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（道税の納付義務がない場合。） | 【法人】発行後３か月以内のもの |
| 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書 | 【法人】発行後３か月以内のもの |
| 北海道内に本店、支店又は営業所を有していることを証する書類 | 【法人】 公にされている会社概要パンフレット等で令和８年１月１日現在のもの |
| 暴力団関係事業者等に該当しない者であることの書類 | 【法人・個人】誓約書（様式５） |
| 法定保険に関する書類 | 【法人】加入状況が確認できる書面の写し  納付書・領収書、標準月額決定通知書、  概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など  ※届出義務がないものについては、様式６を提出してください。 |
| 損益計算書・貸借対照表  ※作成していない場合は、営業収支がわかる資料（例：確定申告書の資料等） | 【法人・個人】過去３カ年分 |
| その他学校長が必要と認める書類 | 応募内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。 |

　　　　　※提出を受けた書類は返却しません。

　　イ　提出部数

　　　　１部

　　ウ　受付期間

　　　　令和８年（2026年）２月２日（月）～同年２月20日（金）

　　エ　受付時間

　　　　土・日・祝日を除く毎日午前９時から午後４時まで

　　オ　提出方法

　　　 書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。

　　カ　受付場所

　　「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

　 キ　記載事項の変更等

　 応募者は、提出した書類について書き換え、引き替え及び撤回はできません。ただし、応募資格を失ったとき、その他関係書類の記載事実（事務所の住所等）に変更があったときは、速やかに書面で届け出てください。

(4) 参加資格の確認

　 ア　確認の方法

道は、応募者が提出した参加表明書について、応募者が５(2)の各号に規定する応募資格を満たしているかの書面審査を行ないます。

イ　結果の通知

応募資格に係る書面審査の結果は、応募者全員に文書で通知するものとします。

なお、審査結果に係る問い合わせや他の者に係る応募状況についての問い合わせには応じません。

(5)　現地説明会の開催

　ア　開催日時

　 　　随時

　 イ　参加申込

　　　「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

(6) 質問の受付

　　 企画提案書の提出等に関する質問がある場合は、「北海道遠軽高等学校売店出店者公募質問書」（様式２）により提出してください。

　 ア　受付期間

　　 　令和８年（2026年）２月２日(月)～同年２月13日(金)午後４時まで

　 イ　受付場所

　　 「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

　 ウ　提出方法

　　 　電子メール、持参又は郵送で提出してください。

　 エ　回答方法

　　 　 質問に対する回答は、応募資格を得た応募者全員に電子メールで回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答します。

　 オ　回答日

　　 　令和８年（2026年）２月18日(水)頃

　 カ　その他

　　 　応募資格を得た応募者以外からの質問及び受付期間終了後の質問は受け付けません。

(7)　企画提案書等の提出

　 ア　企画提案書等の提出

　　 　応募者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

　　　　なお、提案は１者１提案に限ります。

　　(ｱ) 提出書類：北海道遠軽高等学校売店出店者公募企画提案書（様式３）

　　(ｲ) 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

　　(ｳ) 提出先：「10 担当部局・問い合わせ先」に同じ

　　(ｴ) 受付期間：令和８年（2026年）２月２日(月)～同年２月20日(金)まで

　　(ｵ) 受付時間：土・日・祝日を除く毎日 午前９時から午後４時まで

　　(ｶ) 提出部数：上記アの企画提案書を５部、ただし、４部は応募者名及び応募者の名称等が推測

される箇所を白抜きした完全な複写としてください。

　　(ｷ) その他：企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行うことができます。

なお、提案書の部分的な差換えは認めません。

　　イ　提案の辞退

　　　　企画提案書を提出した後、学校が出店予定者を決定し公表するまでの間に応募を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式４）を提出してください。

　　　　なお、企画提案辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

　　　　また、受付期間内に企画提案書の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

６ 審査及び選定に関する事項

　(1)　審査会の設置

　　　 学校は、「北海道遠軽高等学校売店出店者公募審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、応募者の企画提案書を審査し、その結果、最も評価が高いと認められる者を出店予定者として選定します。

　　　 なお、公募開始から学校が出店予定者を選定し公表するまでの間に、応募者が審査会の委員に面談を求めたり、応募者のＰＲ資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他の者

を不利にするように働きかけることを禁じます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の構成 | | |
| １ | 委員長 | 北海道遠軽高等学校長 |
| ２ | 委　員 | 北海道遠軽高等学校　教頭 |
| ３ | 委　員 | 北海道遠軽高等学校　事務長 |
| ４ | 委　員 | 北海道遠軽高等学校　生徒指導部長 |

　　※　審査会の委員は、やむを得ない事情により、変更することがあります。

　(2)　審査及び選定の方法

　　ア　企画提案の審査

　　　　企画提案書の審査及び出店予定者の選定の方法の詳細については、「北海道遠軽高等学校売　　　店出店者公募に係る企画提案書の審査基準」のとおりとします。

　　イ　審査会（プレゼンテーション）の実施時期及び審査結果の通知

　　 (ｱ) 各応募者がプレゼンテーションを行なう審査会は、令和８年（2026年）２月中旬に実施する予定です。

　　 (ｲ) 上記審査会の実施の詳細については、各応募者に別途通知します。

　　 (ｳ) 学校は、審査会における審査の結果を、応募者ごとに当該応募者が選定されたか否かについて文書で通知します。

　　　　　なお、他の者に係る審査の結果や自らまたは他の者にかかわらず、内容についての問い合わせには応じません。

　 　(ｴ) 出店予定者の公表

　　 　　出店予定者の公表は、上記イ(ｳ)の審査結果の通知後、学校のホームページで行います。

　　　　 北海道遠軽高等学校ホームページアドレス

　　　　 https://www.engaru.hokkaido-c.ed.jp/

７　その他の注意事項等

(1)　選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、もしくは出店予定者としての選定を取り消すことがあります。

　 ア　審査会の委員または選定業務に従事する職員に対し、本件提案について不正に接触する行為その他公正な選定手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ　本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ　提案書類等に虚偽の記載があった場合

エ　その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ　５(2)に掲げる応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

カ　応募者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ　著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として業務を行なうことについてふさわしくないと認めた場合

(2) 費用の負担

　　 応募、提案等の手続きに関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。

８　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募の公告（要領配付） | 令和８年２月２日(月)～同年２月17日(火) |
| 参加表明書受付 | 令和８年２月２日(月)～同年２月17日(火) |
| 現地説明会 | 随時 |
| 質疑書の受付 | 令和８年２月２日(月)～同年２月13日(金) |
| 質疑書に対する回答 | 令和８年２月18日(水)頃 |
| 企画提案書の受付 | 令和８年２月２日(月)～同年２月20日(金) |
| 出店予定者の決定 | 令和８年２月下旬 |
| 教育財産使用許可申請 | 令和８年３月 |
| 開業 | 令和８年４月 |

９ 参考データ

　 北海道遠軽高等学校生徒及び職員数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 人数 |
| 生徒 | １年 | 176 |
| ２年 | 161 |
| ３年 | 156 |
| 職員 | | 59 |

10　 担当部局・問い合わせ先

(1) 名称　北海道遠軽高等学校

(2) 所在地　〒099-0414　　紋別郡遠軽町南町１丁目　北海道遠軽高等学校

(3) 電話番号　（0158）42－2676 　FAX （0158）42－267

(4)　電子メールアドレス　engaru-jimu@hokkaido-c.ed.jp